省　　令

○農林水産省令第八十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月七日　　農林水産大臣　森山　**裕**

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の(1)のウの表中

「モネンシンナトリウム	g力価	80	80	80			30	30	」を
「モネンシンナトリウム	g力価	80	80	80			30	30	30	」に

改め、同ウの注1中「3月以内の牛用飼料」の次に「（モネンシンナトリウムを含むものにあつては、主として離乳後の牛の育成の用に供する配合飼料であつて、脱脂粉乳を主原料とするもの以外のものに限る。）」を加える。

別表第1の1の(5)のイ中㈡を㈢とし、㈠の次に次のように加える。

㈡　モネンシンナトリウムを含む牛用のほ乳期用飼料にあつては、次の文字

使用上の注意

1　生後おおむね3月以内の牛以外には使用しないこと（特に馬に給与すると障害を起こしやすいので注意すること。）。

2　新たにこの飼料の給与を開始しようとする場合は、給与量を段階的に増加させていくこと。

別表第2の8の(106)のアの㈠中「15.0%」を「20.0%」に、「粗繊維　10.0%以下」を「粗繊維　20.0%以下」に改め、同アの㈢中「分離した固形物を」を「分離した固形物に必要に応じてソイビーンミルランを加え、」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。